

【Web 資料Ⅲ—⑩ 労働契約承継法】

厚生労働省 HP 「労働契約承継法 Q&A」

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/roushi/dl/ga_01.pdf

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/roushi/01c.html>

株式会社の会社分割手続の流れ

- ◆ 会社分割手続の流れ（株式会社で、会社分割の株主総会承認を要する場合）の概要を図示すると、以下のようになります（一例であり、株主総会の承認を要しない場合及び合同会社の場合は、以下と異なります）。

株式会社の会社分割手続の流れ（株主総会の承認を要する場合・概要）

(承継法・種12年商法等改正法)	(会社法)
<p>○労働者の理解と協力を得るための協議 (承継法7) ・種12年商法等改正法附則5①の協議までに開始することが望ましい</p> <p>○労働契約の承継に関する労働者との協議 (種12年商法等改正法附則5①) ・分割契約等の通知期限日(株主総会日の2週間前の日の前日)までに協議 ・十分な協議ができる時間的余裕をみて開始するのがのぞましい</p> <p>○労働協約中の分割契約等に定める部分の労使合意 (承継法6②) ・分割契約締結前又は分割計画作成前の合意がのぞましい</p>	<p>(○分割契約等の準備)</p>
<p>○労働者への通知 (承継法2①) ○労働組合への通知 (承継法2②) ・通知期限日までに通知 ・分割契約等の本店備置開始日又は分割契約等承認株主総会の招集通知日を通知日より早くする場合は、それらの日と同じ日に通知するのがのぞましい</p>	<p>○[吸収]分割契約の締結 (757) ○[新設]分割計画の作成 (762①・②) ○分割契約等の本店備置き ([吸収]782①Ⅱ, 794①) ([新設]803①Ⅱ) ・株主買取請求手続等開始日又は分割契約等承認株主総会日の2週間前の日のうち最も早いものから効力発生日後6か月を経過する日まで備置き</p>
<p>○労働契約の承継等について労働者の異議申出 (承継法4①, 5①) ・通知期限日の翌日から株主総会日の前日までの分割会社が定める期間(少なくとも13日間)に申出</p>	<p>○株主総会招集通知 (299①) ・株主総会日の2週間前までに通知</p> <p>○[吸収]株式買取請求・通知・公告 (785①・③・④, 797①・③・④) ○[吸収]新株予約権買取請求・通知・公告 (787①Ⅱ・③Ⅱ・④) ○[吸収]債権者異議申述・公告・催告 (789①Ⅱ・②, 799①Ⅱ・②)</p>
	<p>○株主総会による分割契約等の承認 ([吸収]783①, 795①) ([新設]804①)</p>
	<p>○[新設]株式買取請求・通知・公告 (806①・③・④) ○[新設]新株予約権買取請求・通知・公告 (808①Ⅱ・③Ⅱ・④) ○[新設]債権者異議申述・公告・催告 (810①Ⅱ・②)</p>
	<p>○[吸収]効力発生 (759①, 761①) ○[新設]登記 (=効力発生) (924①ⅠⅢ・②ⅠⅢ (49, 579, 764①, 766①))</p>
	<p>○[吸収]登記 (923)</p>
	<p>○会社分割の無効の訴え ([吸収]828①Ⅸ) ([新設]829①Ⅹ)</p>

資料出所：厚生労働省「労働契約承継法の概要（リーフレット）」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/roushi/01.html>

吸収分割の場合の労働者への通知の例

例 1

平成〇年〇月〇日

会社分割に伴う労働契約の承継に関する通知

〇〇〇〇 殿

株式会社 〇〇〇〇
人事部長 〇〇〇〇

当社は、会社分割をすることとし、〇〇〇〇株式会社との間で、当社を吸収分割会社、〇〇〇〇株式会社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」とする吸収分割契約を締結しました。当該会社分割に関し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 施行規則第1条第2号の事項 1. 承継会社に承継される事業の概要
当社の〇〇部門に関する事業

- 施行規則第1条第3号の事項 2. 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）以後における商号、住所、事業内容及び雇用予定労働者数

	当 社	承継会社
商号	株式会社〇〇〇〇	〇〇〇〇株式会社
住所	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
事業内容	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等
雇用予定労働者数	〇人	〇人

（平成〇年〇月〇日現在）

- 施行規則第1条第4号の事項 3. 効力発生日
平成〇年〇月〇日
雇用することを予定する労働者の数には、正社員に限らず、短時間労働者等や新規に雇用される労働者も含まれます。

- 施行規則第1条第6号の事項 4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項
当社及び承継会社は、効力発生日以後における債務の履行の見込みについて問題がありません。

- 法第2条第1項 5. 労働契約を承継する旨の吸収分割契約における定めの有無
当社と承継会社との間で締結した吸収分割契約には、貴殿の労働契約を承継会社が承継する旨の定めがあります／ありません。
このほか、会社法の規定に基づいて事前開示する債務の履行の見込みに関する事項の要旨等によることも考えられます。

- 施行規則第1条第1号の事項 6. 法第2条第1項各号のいずれに該当するか
法においては、吸収分割会社が雇用する労働者について、
① 承継会社に承継される事業に主として従事する者 …「法第2条第1項第1号の労働者」
② 吸収分割契約に、承継会社が労働契約を承継する旨の定めがある者（①の者を除く） …「法第2条第1項第2号の労働者」
の区分があります。
貴殿は、法第2条第1項第〇号の労働者に該当します。

- 施行規則第1条第5号の事項 7. 効力発生日以後において従事する業務の内容、就業場所その他の就業形態
貴殿は、承継会社の〇〇部門に関する事業に従事する予定です（〇〇営業所に配属）。

- 施行規則第1条第7号の事項 8. 法第4条第1項又は第5条第1項の異議申出ができる旨及び異議申出先
法においては、
・承継会社に承継される事業に主として従事する労働者が、労働契約を承継会社に承継されないこと
・承継会社に承継される事業に主として従事しない労働者が、労働契約を承継会社に承継されること
について、書面により異議を申し出ることができます。
この異議申出を行う場合には、以下に宛てて提出して下さい。
株式会社〇〇〇〇 人事部
東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
就業場所その他の就業形態とは、就業場所や就業時間帯等は、承継される労働条件の範囲内で変更される可能性があるため、通知するものです。

- 法第2条第1項 9. 異議申出期限日
8.の異議申出の期限日は、平成〇年〇月〇日です。
異議申出先としては、その担当部門ではなく、その担当者（氏名と職名と勤務場所）を通知することもできます。

新設分割の場合の労働者への通知の例

例 2

平成〇年〇月〇日

会社分割に伴う労働契約の承継に関する通知

〇〇〇〇 殿

株式会社 〇〇〇〇
人事部長 〇〇〇〇

当社は、会社分割をすることとし、当社を新設分割会社、〇〇〇〇株式会社を新設分割設立会社（以下「設立会社」とする新設分割計画を作成しました。当該会社分割に関し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1. 設立会社に承継される事業の概要**
当社の〇〇部門に関する事業
- 2. 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）**以後における商号、住所・所在地、事業内容及び雇用予定労働者数
- | | 当 社 | 設立会社 |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 商号 | 株式会社〇〇〇〇 | 〇〇〇〇株式会社 |
| 住所・所在地 | 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 | 東京都〇〇区 |
| 事業内容 | 〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等 | 〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等 |
| 雇用予定労働者数 | 〇人 | 〇人 |
- （平成〇年〇月〇日現在）
- 3. 効力発生日**
平成〇年〇月〇日
- 4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項**
当社及び設立会社は、効力発生日以後における債務の履行の見込みについて問題がありません。
- 5. 労働契約を承継する旨の新設分割計画における定めの有無**
当社が作成した新設分割計画には、貴殿の労働契約を設立会社が承継する旨の定めがあります。このほか、会社法の規定に基づいて事前開示する債務の履行の見込みに関する事項の要旨等によることも考えられます。
- 6. 法第2条第1項各号のいずれに該当するかの別**
法においては、新設分割会社が雇用する労働者について、
① 設立会社に承継される事業に主として従事する者 …（「法第2条第1項第1号の労働者」）
② 新設分割計画に、設立会社が労働契約を承継する旨の定めがある者（①の者を除く） …（「法第2条第1項第2号の労働者」）
の区分があります。
貴殿は、法第2条第1項第〇号の労働者に該当します。
- 7. 効力発生日以後において従事する業務の内容、就業場所その他の就業形態**
貴殿は、設立会社の〇〇部門に関する事業に従事する予定です（〇〇営業所に配属）。
- 8. 法第4条第1項又は第5条第1項の異議申出ができる旨及び異議申出先**
法においては、
・設立会社に承継される事業に主として従事する労働者が、労働契約を設立会社に承継されないこと
・設立会社に承継される事業に主として従事しない労働者が、労働契約を設立会社に承継されること
について、書面により異議を申し出ることができます。
この異議申出を行う場合には、以下に宛てて提出して下さい。
株式会社〇〇〇〇 人事部
東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
- 9. 異議申出期限日**
8.の異議申出の期限日は、平成〇年〇月〇日です。
異議申出先としては、その担当部門ではなく、その担当者（氏名と職名と勤務場所）を通知することもできます。

吸収分割の場合の労働組合への通知の例

例 3

平成〇年〇月〇日

会社分割に伴う労働協約の承継に関する通知

〇〇〇〇労働組合 御中

株式会社 〇〇〇〇
人事部長 〇〇〇〇

当社は、会社分割をすることとし、〇〇〇〇株式会社との間で、当社を吸収分割会社、〇〇〇〇株式会社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」とする吸収分割契約を締結しました。当該会社分割に関し、会社分割に伴う労働協約の承継等に関する法律（以下「法」）第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

施行規則第3条
第1号一四第1
条第2号の事項

1. 承継会社に承継される事業の概要
当社の〇〇部門に関する事業

施行規則第3条
第2号の事項

2. 労働協約が承継会社に承継される労働者の範囲
当社の〇〇部門に関する事業に従事している労働者

範囲の明示によっては労働者の氏名が明らかにならない場合には、当該労働者の氏名を通知します。

施行規則第3条
第1号一四第1
条第3号の事項

3. 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）以後における商号、住所、事業内容及び雇用予定労働者数

	当 社	承継会社
商号	株式会社〇〇〇〇	〇〇〇〇株式会社
住所	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
事業内容	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等
雇用予定労働者数	〇人	〇人

（平成〇年〇月〇日現在）

施行規則第3条
第1号一四第1
条第4号の事項

4. 効力発生日
平成〇年〇月〇日

雇用することを予定する労働者の数には、正社員に限らず、短時間労働者等や新規に雇用される労働者も含まれます。

施行規則第3条
第1号一四第1
条第6号の事項

5. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

このほか、会社法の規定に基づいて事前開示する債務の履行の見込みに関する事項の要旨等によることも考えられます。

当社及び承継会社は、効力発生日以後における債務の履行の見込みについて問題がありません。

法第2条第2項
の事項

6. 労働協約を承継する旨の吸収分割契約における定めの有無

当社と承継会社との間で締結した吸収分割契約には、貴労働組合と締結している労働協約を承継会社が承継する旨の定めがあります／ありません。

施行規則第3条
第3号の事項

7. 労働協約を承継する旨の吸収分割契約における定めの内容（定めがある場合のみ）

当社と承継会社との間で締結した吸収分割契約には、次の内容の定めがあります。
・ 貴労働組合に対し貸与している組合事務所100平方メートルのうち、40平方メートル分の貸与義務を分割会社に残し、60平方メートル分の貸与義務を承継会社に承継すること

定めがある場合のみ、その内容の要旨を通知します。

新設分割の場合の労働組合への通知の例

例 4

平成〇年〇月〇日

会社分割に伴う労働協約の承継に関する通知

〇〇〇〇労働組合 御中

株式会社 〇〇〇〇
人事部長 〇〇〇〇

当社は、会社分割をすることとし、当社を新設分割会社、〇〇〇〇株式会社を新設分割設立会社（以下「設立会社」とする新設分割計画を作成しました。当該会社分割に関し、会社分割に伴う労働協約の承継等に関する法律（以下「法」）第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

施行規則第3条第1号～第1条第1号第2号の事項

1. 設立会社に承継される事業の概要
当社の〇〇部門に関する事業

範囲の明示によっては労働者の氏名が明らかにならない場合には、当該労働者の氏名を通知します。

施行規則第3条第2号の事項

2. 労働協約が設立会社に承継される労働者の範囲
当社の〇〇部門に関する事業に従事している労働者

分割計画では所在地を定めることとなっていることによりますが、〇〇〇丁目〇番〇号まで通知が可能であるときは、これを通知することも差し支えないと考えられます。

施行規則第3条第1号～第1条第1号第3号の事項

3. 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）以後における商号、住所・所在地、事業内容及び雇用予定労働者数

	当 社	設立会社
商号	株式会社〇〇〇〇	〇〇〇〇株式会社
住所・所在地	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号	東京都〇〇区
事業内容	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業等	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業等
雇用予定労働者数	〇人	〇人

（平成〇年〇月〇日現在）

施行規則第3条第1号～第1条第1号第4号の事項

4. 効力発生日
平成〇年〇月〇日

雇用することを予定する労働者の数には、正社員に限らず、短時間労働者等や新規に雇用される労働者も含まれます。

施行規則第3条第1号～第1条第1号第5号の事項

5. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

このほか、会社法の規定に基づいて事前開示する債務の履行の見込みに関する事項の要旨等によることも考えられます。

当社及び設立会社は、効力発生日以後における債務の履行の見込みについて問題がありません。

法第2条第2項の事項

6. 労働協約を承継する旨の新設分割計画における定めの有無

当社が作成した新設分割計画には、貴労働組合と締結している労働協約を設立会社が承継する旨の定めがあります／ありません。

施行規則第3条第3号の事項

7. 労働協約を承継する旨の新設分割計画における定めの内容（定めがある場合のみ）

当社が作成した新設分割計画には、次の内容の定めがあります。

- ・ 貴労働組合に対し貸与している組合事務所100平方メートルのうち、40平方メートル分の貸与義務を新設分割会社に残し、60平方メートル分の貸与義務を設立会社に承継すること

定めがある場合のみ、その内容の要旨を通知します。

分割会社への異議申立書の例

分割会社への異議申出書の例

例 5

平成〇年〇月〇日

会社分割に伴う労働契約の承継に関する異議の申出

株式会社〇〇〇〇 人事部 御中

株式会社 〇〇〇〇
〇〇部 〇〇課
〇〇〇〇 (氏名)

承継される事業に主として従事しているが、 承継会社等に労働契約が承継されない場合

私は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、労働契約が承継会社等に承継されないことについて、異議を申し出ます。

承継される事業に主として従事していないが、 承継会社等に労働契約が承継される場合

私は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、労働契約が承継会社等に承継されることについて、異議を申し出ます。

なお、私は、承継される事業に主として従事していないものと考えています。

第5条第1項の異議申出を行う場合は、第4条第1項の場合と異なり、分割会社が当該労働者を「承継される事業に主として従事する」と判断する一方で、労働者は「承継される事業に主として従事していない」と判断している場合があります。このときは、まずその判断の相違を解消することが急務であるので、労働者は下線部の旨を明記することが適当と考えられます。

資料出所：厚生労働省 HP

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/roushi/dl/01e05.pdf>)